

令和5年5月臨時会

厚生委員会資料
(市民生活部)

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について

地方税法施行令の一部改正（令和5年政令第132号）に伴い令和5年3月31日付けで専決処分した次の件について、議会の承認を求めるものである。改正内容および専決処分予定については、令和5年2月市議会定例会厚生委員会において説明済みである。

1 改正内容

(1) 課税限度額の引上げ

後期高齢者支援金等課税額について限度額を引き上げた。

ア 課税限度額

区分	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額	合計
改正前	65万円	20万円	17万円	102万円
改正後	65万円	22万円	17万円	104万円
増減	据え置き	2万円	据え置き	2万円

イ 税額への影響

限度額超過世帯は59世帯（378世帯→319世帯）減少し、692万円の増額を見込んだ。

(2) 軽減判定所得の引上げ

被保険者均等割額および世帯別平等割額が5割および2割軽減となる世帯について、軽減判定所得を引き上げた。

ア 5割軽減の軽減判定所得および該当世帯数

区分	軽減判定所得	該当世帯数
改正前	世帯合計所得 ≤ 28万5,000円 × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	6,611世帯
改正後	世帯合計所得 ≤ 29万円 × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	6,715世帯 (104世帯増)

イ 2割軽減の軽減判定所得および該当世帯数

区分	軽減判定所得	該当世帯数
改正前	世帯合計所得 ≤ 52万円 × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	4,403世帯
改正後	世帯合計所得 ≤ 53万5,000円 × 被保険者数 + 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	4,529世帯 (126世帯増)

ウ 税額への影響

対象世帯の増により679万円の減額を見込んだ（保険基盤安定制度により一般会計より繰入れ）。

2 施行期日等

施行は令和5年4月1日からとし、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとした。

秋田市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条および第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条～第17条 (略) (保険税の減額)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>第1条および第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条～第17条 (略) (保険税の減額)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

2 (略)

以下 (略)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

2 (略)

以下 (略)